

議第 30 号

## 飛驒農業共済事務組合の解散に伴う財産処分について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 289 条の規定により、飛驒農業共済事務組合の解散に伴い財産を処分することについて、別紙のとおり関係地方公共団体と協議するため、同法第 290 条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和元年 9 月 2 日提出

下呂市長 服 部 秀 洋

### 提 案 理 由

飛驒農業共済事務組合の解散に伴い、財産を処分することについて、議会の議決を求めるもの。

別紙

## 飛驒農業共済事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 289 条の規定により、飛驒農業共済事務組合の解散に伴う財産について次のとおり定める。

飛驒農業共済事務組合を解散することに伴い、同組合の財産をすべて岐阜県農業共済組合へ帰属させるものとする。

飛驒農業共済事務組合の財産の帰属先

項目	数量・面積等	帰属先	備考
有形固定資産：土地	3,488.26 m <sup>2</sup>	岐阜県農業共済組合	全11筆
有形固定資産：事務所	462.90 m <sup>2</sup>	岐阜県農業共済組合	
有形固定資産：車庫	170.73 m <sup>2</sup>	岐阜県農業共済組合	
有形固定資産：倉庫	93.33 m <sup>2</sup>	岐阜県農業共済組合	
有形固定資産：宿舎	132.49 m <sup>2</sup>	岐阜県農業共済組合	
有形固定資産：宿舎車庫	38.60 m <sup>2</sup>	岐阜県農業共済組合	
有形固定資産：実測センター	100.75 m <sup>2</sup>	岐阜県農業共済組合	
有形固定資産：ポスタークース (掲示板)	1台	岐阜県農業共済組合	
有形固定資産：事務所前舗装路面		岐阜県農業共済組合	
有形固定資産：事務所裏舗装路面		岐阜県農業共済組合	
有形固定資産：三菱キャンタートラック	1台	岐阜県農業共済組合	
有形固定資産：コマツミニホイールローダ	1台	岐阜県農業共済組合	
有形固定資産：水稻収量計算機	3台	岐阜県農業共済組合	
有形固定資産：畜舎消毒機	2台	岐阜県農業共済組合	
有形固定資産：総合調整選別機	1台	岐阜県農業共済組合	
有形固定資産：風速計	1台	岐阜県農業共済組合	
有形固定資産：放送設備	一式	岐阜県農業共済組合	
有形固定資産：プロジェクター	1台	岐阜県農業共済組合	
有形固定資産：顕微鏡	1台	岐阜県農業共済組合	
有形固定資産：除角機	1台	岐阜県農業共済組合	
無形固定資産：電話加入権		岐阜県農業共済組合	195,082円
拠出金：農林漁業信用基金		岐阜県農業共済組合	5,148,225円
所有するその他事務物品	一式	岐阜県農業共済組合	